

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の範囲等について、
所要の規定の整備を行うこととする。(第40条の4 関係)
- 2 この省令は、公布の日から施行することとする。(附則関係)